

監事監査報告書

平成 28 年 5 月 26 日

社会福祉法人東香会
理事長 齋藤 謹也 殿

監事 田中敏子
監事 武藤 亮 印

私たち監事は、社会福祉法第 40 条及び社会福祉法人東香会定款第 12 条に基づき、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの平成 27 年度事業における理事の業務執行の状況、運営及び財産の状況について監査をいたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、各施設における業務及び財産の状況を調査しました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書は、法令及び定款に従い、法人の財産、資金収支及び事業活動の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不整の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上